

## 増設施設における水銀対策について

### 前回報告内容(R5.7.26 第59回)までのまとめ

R5.2.14実施の排出源モニタリングで1系プラズマ溶融分解炉の結果が $55\text{ug}/\text{m}^3\text{N}$ (排出管理目標値: $50\text{ug}/\text{m}^3\text{N}$ )となったことから、大気汚染防止法に関する環境省通知に基づき評価を行った結果 $47.5\text{ug}/\text{m}^3\text{N}$ であり、基準超過にはならないが高い測定値が得られた。

#### ●再発防止対策

##### (1)搬入物管理の徹底

- ①高濃度PCB廃棄物以外の物(水銀など)が混入されないよう、引き続き必要に応じ保管事業者から廃棄物情報を聴収し、その性状、由来について確認する。
- ②前処理工程における異物混入の確認を徹底する。
- ③北海道から関係都縣市へ保管事業者に対する周知・指導(搬出される廃棄物の性状確認の徹底)ができないか、北海道と協議中。

##### (2)吹き込み活性炭を、現在使用している製品に水銀除去能力のある活性炭を混合した製品に変更する。

(3)SN活性炭吸着塔で使用中の含有水銀濃度を定期的に測定し、活性炭交換基準値に達した際、速やかに交換を行う。

##### (4)排気中のモニタリング強化

##### (5)排出管理目標値を超過した時の対処方法整理

再発防止対策の内、前回報告で「協議中」又は「準備中」などであった上記(1)③、(2)、(3)、(5)について実施状況等について報告する。

## 再発防止対策(1)③ 北海道と協議し実施した事項について

- 北海道から関係都県市へ保管事業者に対する周知・指導について北海道と協議し次の事項を実施。

- ①7月31日:北海道から関係都県市に対して水銀廃棄物等の混入防止の依頼文書を発出。
- ②8月31日:第52回広域協議会席上で、北海道より上記文書の説明及び再度の要請を実施。

## 再発防止対策(2) 吹き込み活性炭の変更

- 10月26日:水銀除去能力のある活性炭を混合した製品に変更し、使用を開始。

吹き込み活性炭変更前後における排気中の水銀濃度の推移(測定箇所:排出口) (単位:ug/m<sup>3</sup>N)

	変更前				変更後
	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分
1系	0.090	0.0032	検出下限値未満	検出下限値未満	0.0011
2系	検出下限値未満	0.0023	0.0003	0.0030	0.0013

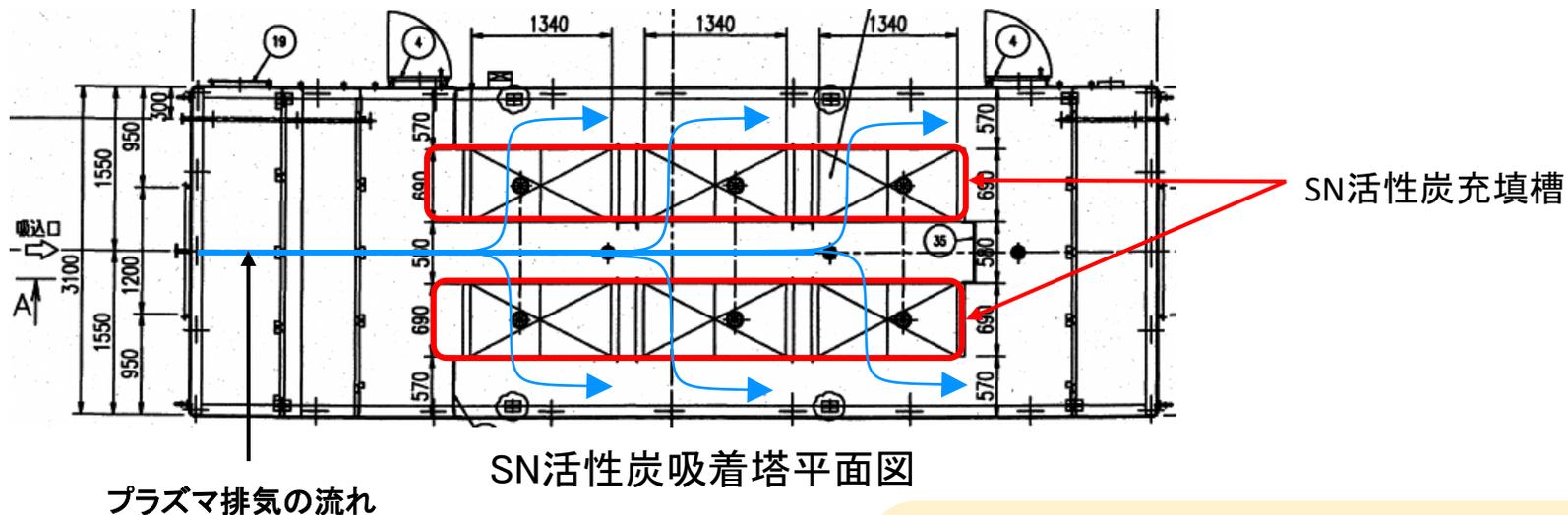
排出管理目標値:50ug/m<sup>3</sup>N

吹き込み活性炭を変更する前から排ガス中の水銀濃度は低い値で推移していたが、変更後の測定でも低い値であり、変更後の吹き込み活性炭の水銀除去の効果は変更前の吹き込み活性炭と比較して同程度以上と推測される。

## 再発防止対策(3) SN活性炭の交換基準について

### ●SN活性炭吸着塔の活性炭交換基準:

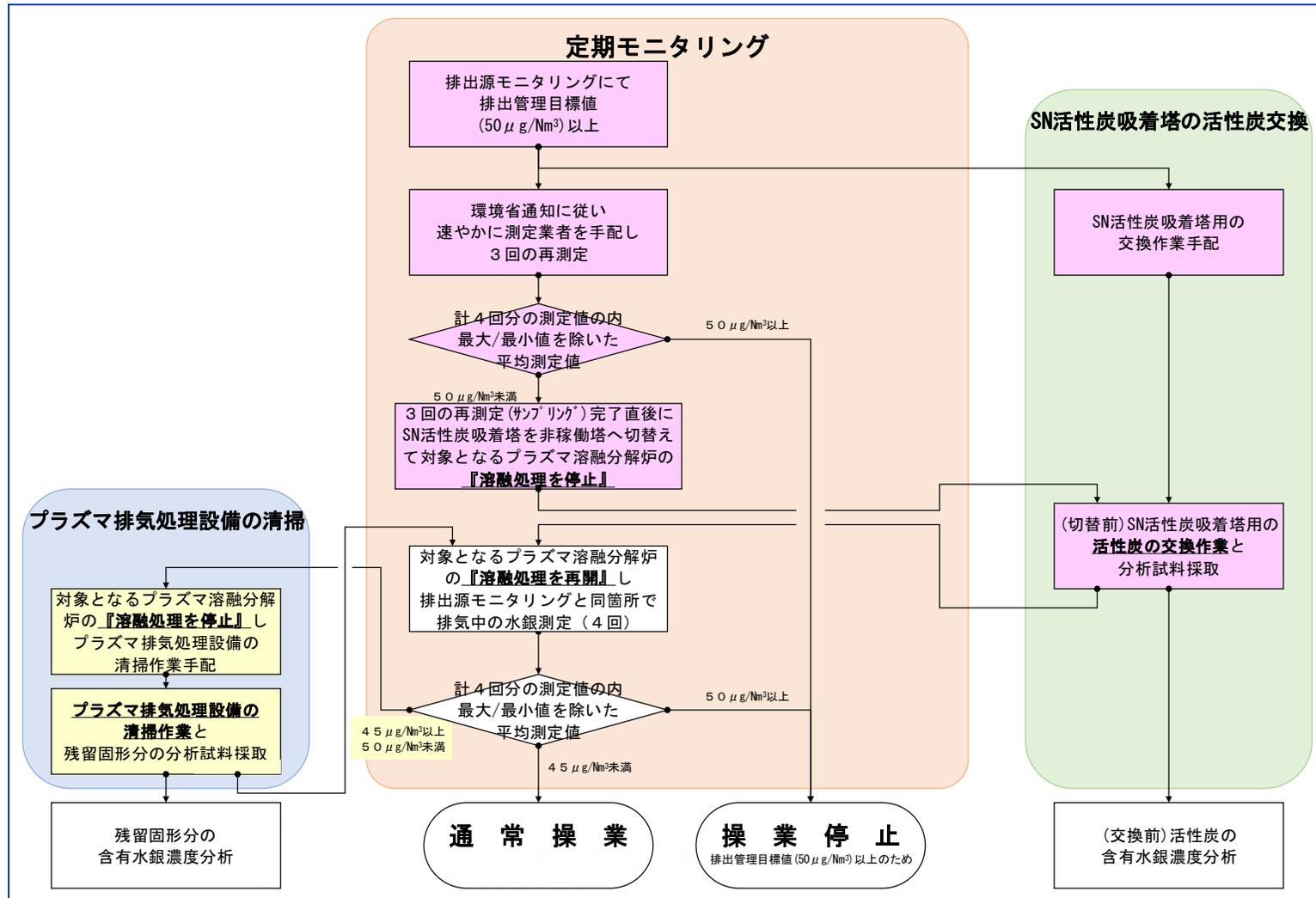
活性炭の含有水銀濃度15mg/kgに設定。この交換基準付近まで濃度が上昇したら活性炭交換の手配をする。



- 活性炭交換基準の評価は、SN活性炭吸着塔内に設置されている活性炭充填槽(図中の赤枠)ごとを実施。
- 活性炭中の水銀含有量測定は、各プラズマ熔融分解炉は概ね120日稼働後、耐火物を交換するための炉補修工事を実施することから概ね120日稼働ごとを実施。

# 再発防止対策(5) 排出管理目標値を超過した時の対処方法整理

- 今後、定期モニタリングで排出管理目標値を超過した場合は以下のフローに基づき対処。



# 再発防止対策のまとめ

- 本事象に係る再発防止対策について以下にまとめた。

